

令和5年第11回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）午前9時30分から10時09分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 （18人）

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	稲村 健一 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克 君	6番	竹原 誠 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	中川原 扶貴子 君
9番	鳥谷部 甚一郎 君	10番	中里 登 君
11番	豊川 敏雄 君	12番	大沢 トモ子 君
13番	鈴木 徳治 君	14番	三浦 弘文 君
15番	佐々木 喜克 君	16番	柏田 雅俊 君
17番	沼沢 こえ子 君	18番	高村 國昭 君

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

- 第3 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第58号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

議長（岩井）	<p>ただ今から、令和5年第11回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日は委員全員が出席しています。出席委員は18名となります。</p> <p>それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>それでは、4番川崎良巳委員と10番中里登委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の大沢次長を指名します。</p>
議長（岩井）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、5番高橋克委員と13番鈴木徳治委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p> <p>（調査委員席に、着席）</p>

議長（岩井）

次に、日程第3議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉）

それでは議案書の1ページ議案第56号と、参考資料の1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1議案2件です。1番は、贈与による所有権移転に関する件、2番は、売買による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

1番は、田3筆、面積は合計3,034㎡です。

2番は、畑1筆、面積は2,810㎡です。

1番と2番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。

ご参考までに売買価格をお知らせします。2番の売買価格は、1,000,000円、10aあたり355,000円です。以上です。

議長（岩井）

ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。

調査委員（高橋）

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の1ページ議案第56号と参考資料1ページをご覧ください。

11月2日に、岩井会長と鈴木徳治委員及び事務局職員2名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、以前から譲受人に農地を耕作してもらっていましたが、譲渡人は高齢で管理できないため、譲渡人からの申出により、農地を贈与するものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

2番は、譲渡人と譲受人は不動産業者を通じた売り手と買い手で、譲渡人は高齢で管理できないため、空き家と隣接する農地を併せて業者に売却を依頼し、譲受人は住宅と農地を探していたところ、売地情報を見て、両者の条件が合ったため、農地を売買するものです。譲受人は、大根、人参、長ねぎ、ニンニク、玉ねぎを作付けするそうです。以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14 番 (三浦)	<p>2 番ですが不動産会社が間に入ったということですが、価格については不動産会社への支払額はどうか。</p>
事務局 (小泉)	<p>この価格は農地だけの価格でして、その他の家などの件についてはわかりません。</p>
議 長 (岩井)	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (岩井)	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長 (岩井)	<p>全員賛成ですので、議案第 56 号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長 (岩井)	<p>次に、議案第 57 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (大澤)	<p>それでは、議案書の 2 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1 議案 1 件です。農地の所在及び申請者については記載のとおりです。</p> <p>1 番は、畑、面積は 355 m²。転用目的は、農機具倉庫・通路用地です。農地区分は、第 2 種農地と判断いたします。以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員 (高橋)	<p>農地法第 4 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の 2 ページ議案第 57 号と、参考資料の 7 ページをご覧ください。3 条申請と同じく、11 月 2 日に現地調査を行いました。</p> <p>1 番は、取り扱っている資材を置く農機具倉庫が手狭となってきたため、自己の所有する農地に倉庫を建築する計画です。周囲</p>

<p>議長（岩井）</p>	<p>は、北側は宅地、東側と南側は畑、西側は公衆用道路となっております。汚水等は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透するため、周囲に影響が無いことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>調査委員（岩井）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 57 号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>次に、議案第 58 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（大澤）</p>	<p>それでは、議案書の 3 ページ、参考資料の 18 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1 議案 1 件です。農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1 番は、畑、計 2 筆、面積は合計 2,178 m²。転用目的は、作業所・資材置場・駐車場です。農地区分は、第 1 種農地と判断いたします。以上です。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、高橋克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
<p>調査委員（高橋）</p>	<p>農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の 3 ページ議案第 58 号と、参考資料の 18 ページをご覧ください。3 条申請と同じく、11 月 2 日に現地調査を行いました。</p> <p>1 番は、現在使用している木材加工場の老朽化が進み、手狭に</p>

	<p>もなってきたため、隣接する申請地を購入して、木材加工場を建て替える計画です。周囲は、北側は畑、東側と南側は町道、西側は宅地となっております。汚水等は発生せず、雨水は敷地内で地下浸透するため、周囲に影響が無いことを確認しております。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（岩井）</p>	<p>全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>調査委員の方々、ありがとうございました。</p> <p>指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
<p>議長（岩井）</p> <p>議長（岩井）</p>	<p>次に、議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（大澤）</p>	<p>それでは議案書の 4 ページ、議案第 59 号をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 1 条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>五戸町長より令和 5 年 10 月 25 日付け五農林第 204 号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 4 件で、合計面積は 31,779 m²です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。</p> <p>1 番から 3 番は、利用権設定による貸借です。4 番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。各農地の所在及び利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者については記載のとおりです。</p>

1 番は、田、計 3 筆、面積は合計 5,275 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、米 5 俵です。水稲を作付けする予定です。

2 番は、畑、面積は 13,429 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,400 円、年 100,000 円です。ごぼうを作付けする予定です。

3 番は、田、計 3 筆、面積は合計 11,091 m²。3 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,400 円、年 60,000 円です。水稲を作付けする予定です。

4 番は、田、面積は 1,984 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 9,900 円です。水稲を作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長（岩井）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（岩井）

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 59 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井）

全員賛成ですので、議案第 59 号は、原案のとおり決定しました。

議 長（岩井）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和 5 年第 11 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第11回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年11月10日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員